

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年9月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100163 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100038 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成16年7月31日の標準賞与額を40万円、平成18年12月22日、平成19年7月20日及び同年12月21日の標準賞与額を38万円、平成20年7月19日及び同年12月22日の標準賞与額を40万円、平成21年7月18日の標準賞与額を38万2,000円、同年12月22日の標準賞与額を37万円、平成22年7月23日の標準賞与額を25万8,000円、同年12月25日の標準賞与額を27万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月31日、平成18年12月22日、平成19年7月20日、同年12月21日、平成20年7月19日、同年12月22日、平成21年7月18日、同年12月22日、平成22年7月23日及び同年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成16年7月
② 平成18年12月
③ 平成19年7月
④ 平成19年12月
⑤ 平成20年7月
⑥ 平成20年12月
⑦ 平成21年7月
⑧ 平成21年12月
⑨ 平成22年7月
⑩ 平成22年12月
⑪ 平成23年7月

B社から毎年夏と冬に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、請求期間①から⑪までの賞与の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 B社から提出された賞与に係る賃金台帳により、請求者は請求期間①から⑩までの期間において、事業主から賞与の支払いを受けていたことが認められるものの、上記賃金台帳から、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていなかったことが認められることから、請求者の当該事業所における標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、請求期間①は40万円、請求期間②、③及び④は38万円、請求期間⑤及び⑥は40万円、請求期間⑦は38万2,000円、請求期間⑧は37万円、請求期間⑨は25万8,000円、請求期間⑩は27万2,000円に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑩までの賞与支給日については、事業主の回答、同僚のオンライン記録及び複数の同僚から提出された賞与に係る明細書により、請求期間①は平成16年7月31日、請求期間②は平成18年12月22日、請求期間③は平成19年7月20日、請求期間④は同年12月21日、請求期間⑤は平成20年7月19日、請求期間⑥は同年12月22日、請求期間⑦は平成21年7月18日、請求期間⑧は同年12月22日、請求期間⑨は平成22年7月23日、請求期間⑩は同年12月25日とすることが妥当である。

なお、請求期間①から⑩までの標準賞与額について、上述のとおり、請求者は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されておらず、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間⑪については、B社から提出された当該期間の賞与に係る賃金台帳に請求者の名前は確認できず、事業主も当該期間の賞与を支給していなかった旨回答していることから、請求者に当該期間の賞与が支給されていたことが確認できない。

このほか、請求者の請求期間⑪における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の当該期間における標準賞与額に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2100187 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100039 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年6月26日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和57年6月26日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録する必要がある。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和36年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和57年6月26日から同年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が昭和57年6月26日となっているが、昭和57年分給与所得の源泉徴収票の退職日と雇用保険受給資格者証の離職年月日は同年6月30日とあるため、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は、退職日の翌日である同年7月1日が正しいと思われる。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された履歴簿並びに請求者から提出された昭和57年分給与所得の源泉徴収票及び給与支給明細書により、請求者は、A社に昭和57年6月30日まで勤務していたことが確認でき、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者から提出された昭和56年4月分から昭和57年6月分までの給与支給明細書における給与額並びにオンライン記録及び被保険者名簿における同年5月の標準報酬月額により13万4,000円と認められる。

一方、請求者から提出された昭和56年5月21日付けの総務課からの文書における「4月分健康保険料、厚生年金保険料を5月分給与より差し引くべきところ」等の記載内容及び昭和56年4月分から昭和57年6月分までの給与支給明細書における保険料控除の状況により、保険料控除方法は翌月控除であったことが認められるところ、同年6月分の給与支給明細書において控除されている厚生年金保険料は1か月分(同年5月分)であり、当該明細書の「シャホル

イケイ」(社保累計) の欄に記載された金額(57,858円)は、昭和57年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料額と一致していることから、当該明細書における社会保険料の控除が最後であり、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はなく、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定には該当しておらず、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することはできない。

以上のことから、請求期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない厚生年金保険被保険者期間として、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。